

1 検討結果のまとめ

本調査検討会議は、観光産業を北九州市の成長を支える極めて重要な産業と捉え、北九州市における持続的な観光振興、北部九州のゲートウェイとしての役割などについて、今後どのように進めていくべきか、そのための財政上の負担をどこに求めるかという視点から、宿泊事業者、旅行者、宿泊者、市民など、幅広く意見を求め、検討を行った結果、以下の3点を北九州市に提言する。

提言 1

北九州市の観光行政を取り巻く社会情勢や財政状況等を踏まえると、観光に関する新たな財政需要に適切に対応していくために、新たな安定的財源である宿泊税を導入することが適当である

提言 2

宿泊税を財源とする観光振興施策については、「宿泊税を財源とする取組の考え方」で示された3点を遵守し、方向性や優先順位を明確にした上で取り組む必要がある

【宿泊税を財源とする取組の考え方】

- ①北九州市観光振興プランに基づく施策に充当する。
- ②今後の観光動向や、九州全体における北九州市の役割を踏まえた施策に活用する。
- ③既存施策への単純な充当は行わない。

提言 3

税額については、福岡県との二重課税を考慮し、宿泊者の負担は200円とすることが必要である。福岡県と北九州市の割合については、福岡市の税率（1人1泊150円）を念頭に置き、福岡県との協議の上で決定すべきである

当初3年、以後は5年毎に、社会情勢等の変化を勘案し、宿泊税について検討する必要がある、モニタリング組織の設置など、観光振興に対する取組の効果を検証すること

2 課税要件等のまとめ

宿泊税の課税要件	課税客体	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設
	納税義務者	上記施設への宿泊者
	課税標準	上記施設への宿泊数
	課税免除	設けない
	徴収方法	特別徴収 *特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、北九州市に納入する。
	特別徴収義務者	・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
	税率（税額）	福岡県との二重課税を考慮し、宿泊者の負担は1人1泊200円とする。福岡県と北九州市の割合については、福岡市の税率（1人1泊150円）を念頭に置き、福岡県との協議による。
	免税点	設けない
課税期間	当初3年とし、以後は5年毎とする	
入湯税	改正しない	

3 宿泊税の用途

